

VI 農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型）

第1 趣旨

要綱第2の6のリース事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施主体

要綱別表6の事業実施主体の生産局長が別に定める要件は以下に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有していること。
- 2 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であること。

第3 事業実施計画

1 リース事業計画の内容

リース事業を実施しようとする要綱別表5のIの1又は2（以下「地区推進事業」という。）の事業実施主体は、要綱第5の1の（1）に基づき、次に掲げる事項を内容とするリース事業の事業実施計画（以下「リース事業計画」という。）を作成するものとする。

- （1）導入する農業機械（以下「機械」という。）に係る事項
- （2）機械を賃貸する農業者等（以下「機械利用者」という。）に係る事項
- （3）機械の利用計画に係る事項
- （4）機械に係るリース料及び当該リース料におけるリース物件価格の見込額並びにリース料助成金の申請額に係る事項
- （5）その他リース事業の実施にあたり必要な事項

2 リース事業計画の重要な変更

要綱第5の1の（3）の生産局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）事業実施主体の変更
- （3）機械又は機械利用者の変更
- （4）事業費又は事業量の3割を超える変更

第4 事業の実施基準

1 機械利用者の範囲

機械利用者は、要綱別表6の事業にあつては推進事業計画に定める範囲において農業生産活動を行う個人又は団体等（農業者を構成員に含む団体又は法人、民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人及び公社であつて定款又は規約を有しているものをいう。）とする。

2 対象機械の範囲

要綱別表6の事業内容の欄の1の生産局長が別に定める農業機械(以下「対象機械」という。)は、当該機械が有する生産性の向上、農産物の品質の向上等の効果の発現を通じて各地区推進事業ごとに定められた成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。

ただし、次に掲げる農業機械は除く。

- (1) トラクター、田植機(紙マルチ田植機を除く。)、田植装置を有する栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン(収穫物の生体量測定及び品質分析の機能を有するものを除く。)
- (2) 施設に付随する定置型の機械(米粉製造に係るものを除く。)
- (3) 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて100万円未満の機械
- (4) 本事業による導入以前に利用された実績のある機械
- (5) 機械利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

3 機械の利用条件

(1) 対象機械の利用条件

リース事業計画に定める対象機械の利用面積は、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)第5条の2に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針に即して、同法第5条の3に基づき都道府県知事が策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画(以下「導入計画」という。)に定めた利用規模の下限面積を満たすものであること。ただし、導入計画に定められていない農業機械を導入しようとする場合においては、当該事業実施主体が所在する都道府県からの情報を得て、地方農政局等においてこれを判断するものとする。

(2) その他

各地区推進事業の成果目標の達成後もリースにより導入した機械を継続利用する場合にあっては、事業実施主体又は機械利用者は、地方農政局長と協議の上、各地区推進事業の趣旨に沿った目標達成後の機械の利用方針を別途設定するとともに、各事業の趣旨・目的に沿った利用となるよう留意するものとする。

4 リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約(機械利用者と当該機械利用者が導入する対象機械の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。)の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第4の2により承認されたリース事業計画に記載された機械利用者及び対象機械に係るものであること。
- (2) リース事業者及びリース料が第5の3により決定されたものであること。
- (3) リース期間が1年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号))に定める耐用年数以内であること。
- (4) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないもので

あること。

5 リース料助成金の額

(1) リース料助成金の額の計算方法

要綱別表6のリース料助成率の欄に掲げる生産局長が別に定める額（以下「リース料助成額」という。）は、対象機械ごとに次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内

(2) リース料助成額の申請上限

リース事業計画において申請することができるリース料助成額の上限（以下「基本上限額」という。）は、農業機械については700万円とする。

第5 事業実施手続等

1 リース事業計画の作成及び提出

(1) 事業実施主体は、あらかじめ別紙の例として機械リース計画の様式を作成し、リース料助成金を受けようとする機械利用者に必要な事項を記入させた上で、必要な書類を添えて提出させ、記入内容等について確認するものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の内容を踏まえて第3の5に定めるリース料助成額を計算し、別記様式第1号によりリース事業実施計画を地方農政局長に提出するものとする。

2 リース事業計画の承認

(1) 地方農政局長は、この要領に掲げる基準等を全て満たし、一体的に実施する地区推進事業の事業実施計画の承認が見込まれる場合、リース事業実施計画の承認を行うものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)の承認を行う場合には、別記様式第3号により当該計画を提出した事業実施主体に対し承認する旨の通知を行うとともに、その他の事業実施主体に対しては、別記様式第3号により承認しない旨の通知を行うものとする。

(3) 地方農政局長は、(2)の承認の通知に当たっては、地区推進事業の事業実施計画の承認と併せて、通知するものとする。

3 リース事業者等の決定

交付決定後に事業実施主体は、リース事業者に機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、機械利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

4 交付決定前の事業着手

地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、

地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。交付決定前に事業に着手する場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった後に着手するものとし、交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、交付決定前に着手した場合、事業実施主体は、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

5 助成金の支払

事業実施主体は、3の入札結果及びリース契約に基づき機械が機械利用者に導入され、当該機械利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第3の5の(1)により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該機械利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

6 補助金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を、事業実施主体に滞留させることなく、機械利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る補助金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

7 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、リース期間中にあっては、リース契約書等関係書類の管理を行うとともに、機械利用者に対して適正な利用が行われるよう指導し、事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、機械の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するとともに、農業機械による事故を防止する観点から、機械利用者に対して農作業安全に係る研修への参加を義務付けるよう指導するものとする。

8 助成金の返還等

地方農政局長は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業開始年度から目標年度の前年度において、当該年度における事業の実施状況を、一体的に実施する地区推進事業の規定に定めるところにより報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うするものとする。

ただし、リース事業の1年目であって、当該事業実施主体が行う全ての機械について利用実績がない場合は、その旨の報告を行うものとする。

- 2 地方農政局長は、リース事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

リース事業の評価は、各地区の推進事業の評価と一体的に行うものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、リース事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

別紙

年 月 日

〇〇協議会会長 殿

名 称
所在地
代表者氏名 (印)

平成〇〇年度産地活性化総合対策事業のうちリース事業（農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型））の機械リース計画の提出について

平成〇〇年度産地活性化総合対策事業のうちリース事業（農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型））について、機械リース計画を別添のとおり作成しましたので、提出します。

注) 関係書類として、別添「産地活性化総合対策事業 リース事業（農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型））機械リース計画書」を添付すること。

別添

産地活性化総合対策事業
(農畜産業機械等リース支援事業 (産地活性化型))
機械リース計画書

(事業実施年度：平成〇〇年度)
名称
所在地
代表者氏名

1 機械導入の目的

--

2 導入する農業機械

機械利用者	組織名			
	代表者名		類別	
	所在地			
	経営概要			
対象機械	機種名		数量	台
	型式名		緊プロ	
	対象作物			
	利用面積	(計画)	ha	
	現有機の有無			
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～	(年)
	リース借受日から〇年間 (※2)	(年)		
リース物件取得見込額 (税抜き)	[1]			(円)
リース期間終了後の残価設定 (税抜き)	[2]			(円)
リース料助成申請額	[3]			(円)
リース諸費用(金利・保険料・消費税等)	[4]			(円)
機械利用者負担リース料 (税込み)	[5]			(円)
リース物件保管場所				

- (注) 1 ※1 及び ※2 については、いずれかを記入すること。
2 リース料助成要望額は、A、Bいずれか小さい額を記入すること。
A : $[1] \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1 / 2$ 以内
B : $([1] - [2]) \times 1 / 2$ 以内
3 複数の機械をリースする場合には、機械毎にそれぞれ作成すること。

3 活用計画

取組内容		現状（平成○年度）	計画（平成○年度）
	生産コスト(円)		
	品質向上（円）		
	生産コスト(円)		
	品質向上（円）		

(注) 現状及び計画の妥当性が判断できる書類や計算書等を添付すること。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 産地収益力向上支援事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第9809号生産局長通知）
 - (2) 農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領（平成17年4月1日付け17生産第8266号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）
 - (3) 大豆価格形成安定化事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第9282号生産局長通知）
 - (4) いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第10574号生産局長通知）
 - (5) 大豆価格形成安定化事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第9282号生産局長通知）
- 3 2による廃止前の通知に基づき事業を実施した者による当該事業の継続実施及び評価については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに事業を実施した地区の事業の実施状況の報告及び評価については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

2 この通知による改正の前の産地活性化総合対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。